

各都道府県介護保険担当課 御中

## 介護保険最新情報

### 今回の内容

- いわゆる「介護タクシー」に関する考え方について
- 地方自治法第252条の17の2（条例による事務処理の特例）に基づく都道府県事務の市町村への委譲等について

(合計 本紙含め8枚)

vol. 99

平成13年1月5日

厚生省介護保険制度実施推進本部

\* 貴都道府県内市町村に速やかにFAX送信いただきますよう  
よろしくお願ひいたします。

平成13年1月5日

老人保健福祉局振興課

### いわゆる「介護タクシー」に関する考え方について

本日、一部報道において、いわゆる「介護タクシー」に関する報道がなされたところですが、現時点での当方の考え方は次のとおりですので、参考送付いたします。

つきましては、管内市町村、事業者等に対し周知徹底方お願ひいたします。

## 〔平成13年1月5日朝日新聞報道関係〕

いわゆる介護タクシーについて、無料運行が認められる旨の報道に関する厚生省の考え方

- 1 いわゆる介護タクシーについて、運行中の運賃を徴収するかどうかは、道路運送法の問題である。（別添参照）
- 2 厚生省としては、無料運行の介護タクシーには、
  - ① 移動介助に事実上特化していると見られ、訪問介護事業の在り方として適切といえるのか、
  - ② また、もっぱらタクシーの乗降時の移動介助のみを行う場合に対する単価としては、介護報酬の水準が高すぎるのではないか、などといった問題があると考えている。
- 3 現在、このような問題意識に立って、都道府県を通じて介護保険の指定を受けたタクシー会社による介護サービス提供の実態把握を進めているところであるが、今後、この実態把握の結果を踏まえて、必要な対応を考えていくこととしており、厚生省として指導等の対応を見送ったという事実はない。

（注）実態把握は、全国10カ所の都道府県に協力依頼。

一  
行  
學  
業  
業  
業

運賃は保険からと運輸省が柔軟解釈

# 通院利用の実態 考慮

平成13年1月5日(金) 翁日

〔別添〕

平成13年1月5日  
自動車交通局旅客課

訪問介護と一体となった要介護者輸送の取扱いに関する運輸省としての  
現時点での考え方について

1. 当該事業に係る輸送形態については、介護保険の対象になるか否かにかかわらず、有償のタクシー事業に該当するものであり、タクシー事業の免許を受けるとともに(認可を受けた運賃を收受することが必要である。
2. 運賃に関する問題については、2つの場合に分けて考えることが必要である。
  - ① タクシー輸送部分が市町村の特別給付事業(いわゆる「横出し」)の対象となっている場合
    - ・ 利用者が支払うべき運賃の一部を、タクシー事業者、利用者及び市町村の合意のもとに、市町村が負担しているものであるが、タクシー運賃を利用者以外の者が負担することについては、道路運送法上何ら問題はない。
  - ② 問題となっている事業形態の場合
    - ・ ~~厚生省見解によれば~~、移送は介護保険の対象外であり、介護報酬は介護サービスに対する対価であって、運賃相当分を含むものとして支払われるものではない。しかしながら、タクシー運賃相当額が、事実上、当該事業の実態に伴う事業者の収入になっていれば、認可運賃を收受しているという理屈も可能であり、道路運送法上ただちに違法とはいえない。
    - ・ ただし、介護報酬と利用者の自己負担分を超える運賃分については、別途 補用者から收受する必要がある。

※ 本日、運輸省から各地方運輸局に送付されたものです。

## 事務連絡

平成13年1月 5日

各都道府県介護保険主管課（室） 殿

厚生省老人保健福祉局企画課

地方自治法第252条の17の2（条例による事務処理の特例）  
に基づく都道府県事務の市町村への委譲等について

標記について、複数の県より、都道府県が介護保険法（平成9年法律第123号）に基づき行う指定居宅サービス事業者、指定居宅支援事業者、介護保険施設の指定（介護老人保健施設にあっては開設許可）に関する事務、及び指導、監査に関する事務について、市町村（特別区並びに地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第1項の一部事務組合及び広域連合を含む。）に対し、同法第252条の17の2（条例による事務処理の特例）に基づく事務の委譲や、同法252条の14（事務の委託）に基づく事務の委託を行うことが可能であるかという照会があり、これについて別紙のとおり回答しているので、御了知願います。

別紙

地方自治法第252条の17の2（条例による事務処理の特例）  
に基づく都道府県事務の市町村への委譲等について（回答）

都道府県が介護保険法（平成9年法律第123号）に基づき行う指定居宅サービス事業者、指定居宅支援事業者、介護保険施設の指定（介護老人保健施設にあっては開設許可）に関する事務（以下「指定事務」という。）、及び指導、監査に関する事務（以下「指導監査事務」という。）について、市町村（特別区並びに地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第1項の一部事務組合及び広域連合を含む。以下同じ。）に対し、同法第252条の17の2（条例による事務処理の特例）に基づく事務の委譲や、同法252条の14（事務の委託）に基づく事務の委任（以下「事務の委譲等」という。）を行うことは可能であるが、その際は、以下ののような事項に留意すべきと考えられる。

- (1) 指定事務及び指導監査事務（以下「指定事務等」という。）については、一体的に事務の委譲等が行われることが望ましいこと。  
また、指導監査事務のみの事務の委譲等を行う場合には、指定事務と指導監査事務との連携について手当てする必要があること。
- (2) 指定事務等の事務の委譲等を行う場合には、一つの圏域（老人保健福祉圏域）を構成する市町村に委譲等を行うことが望ましいこと。
- (3) 介護療養型医療施設に係る指定事務等については、医療保険制度とも関連することから、都道府県において処理されることが望ましいと考えられること。
- (4) 国が都道府県に対して行う報告の徴収等に関する事務に関し、事務の委譲等を受けた市町村が行う指導監査事務の実績については、事務の委譲等を行った都道府県において取りまとめをすべきであること。また、委譲等を行った事務に係る国からの通知等の伝達につ

いては、従来通り都道府県を介して行うものであること。（なお、地方自治法第252条の17の3第2項及び第3項を参照のこと。）

(5) 指定事務の事務の委譲等を行う場合には、都道府県介護保険事業支援計画との整合を図るため、都道府県との調整について配慮する必要があること。（特に、一つの圏域を構成しない市町村に指定事務の事務の委譲等を行う場合。）

(6) その他、指定事務の事務の委譲等を行う場合、指定事業者の指定番号の付与、事業所の管理台帳の作成等の事務については、システム等の管理上、一元的に都道府県が行うことが望ましいこと、また、指導監査事務の事務の委譲等を行う場合、事務の委譲等を受けた市町村が当該市町村の範囲を超えて事業を実施する事業者に対しても指導監査事務を行うこととなることなどに留意し、指定事務等が円滑に行われるよう配慮すること。